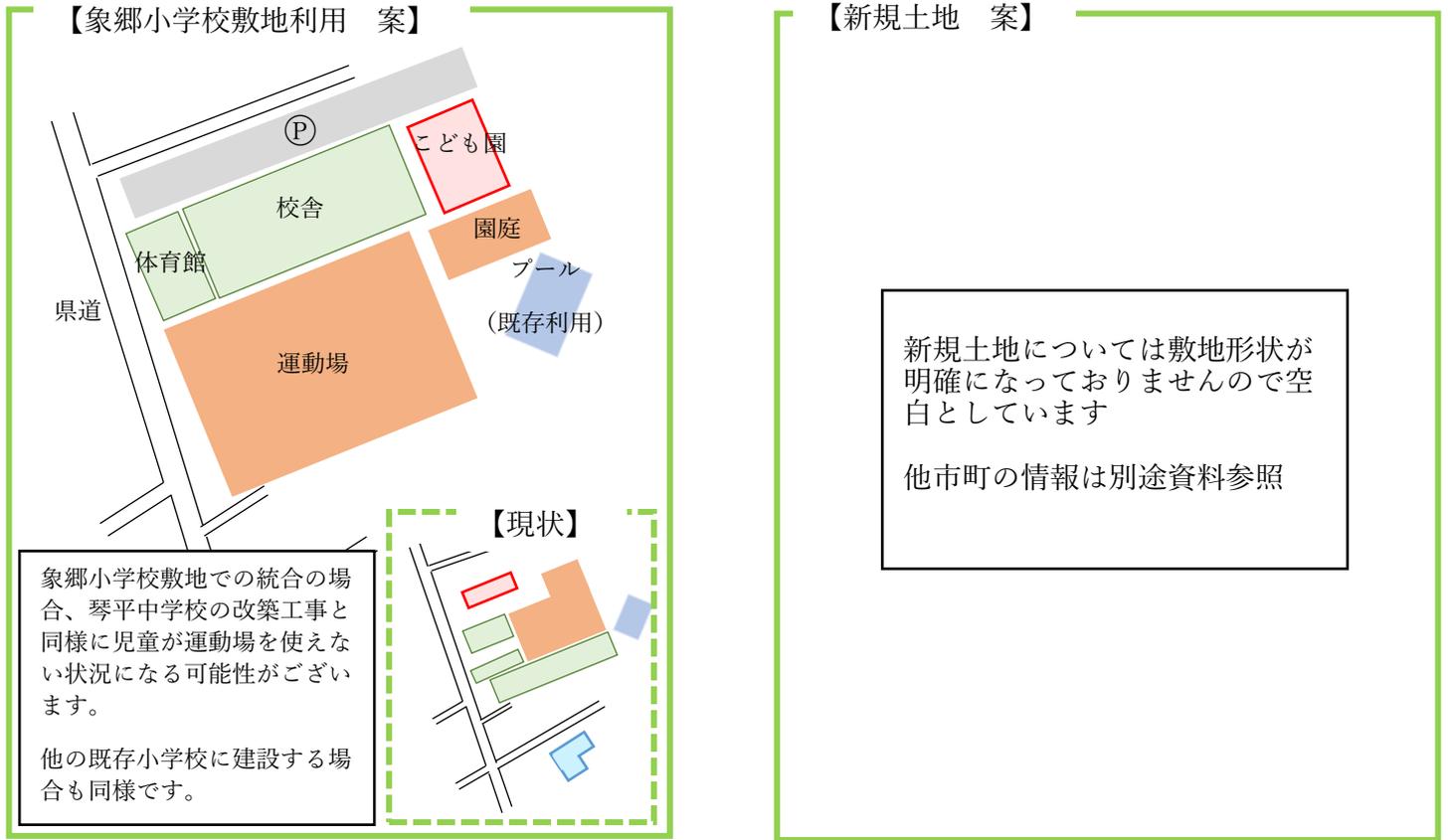


統合小学校と統合認定こども園の併設について

○統合小学校と統合認定こども園を併設した場合のイメージ図



○象郷小学校敷地及び新規土地に併設する場合の注意点について

象郷小学校敷地に統合小学校と統合認定こども園を併設する場合：用地買収は行いますが、同一の敷地内に、広い駐車場等を整備することは難しい可能性があります。

しかし、近隣の土地を買収すれば駐車場用地が確保できると想定しています。新規土地に関しても同様で、小学校・こども園にまとまった土地を利用し、駐車場は近隣の土地を用地買収し利用する可能性があります。(例) 道向かいの土地など ※城辰幼稚園用駐車場の立地を参照

※象郷小学校敷地の近隣の駐車場用地の候補地の面積は、1,000 m²程度 (約 40 台分) を確保できると想定しています。

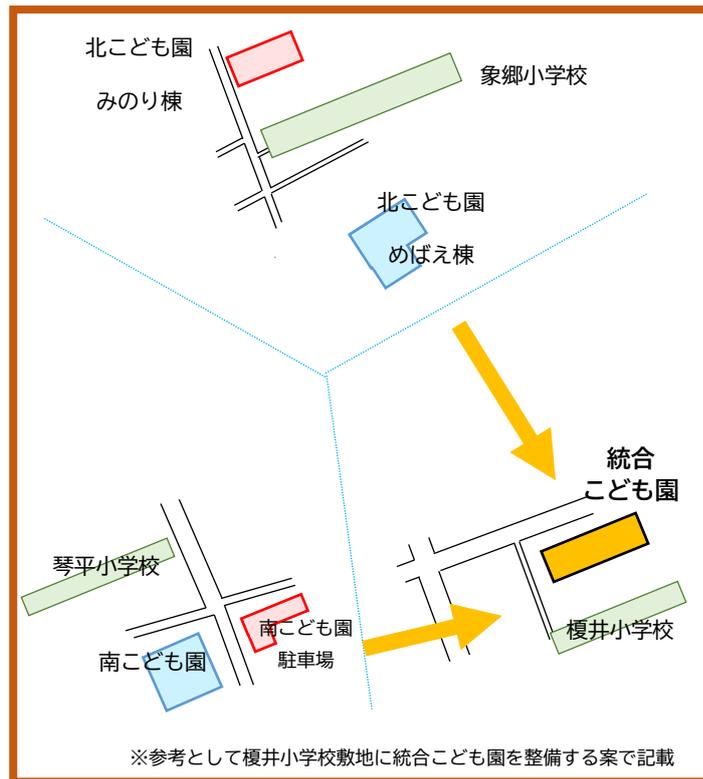
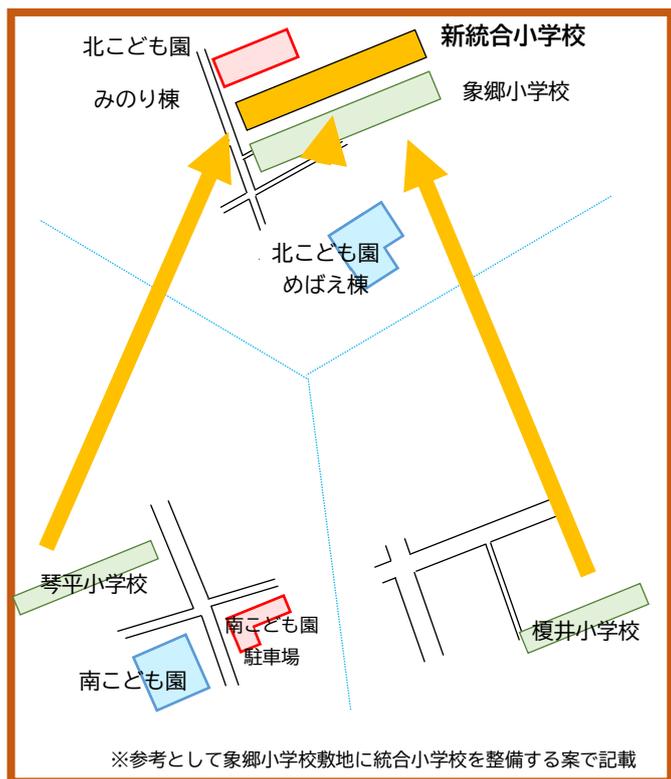
○新規土地の候補地について

事務局が候補としている新規土地について、詳細な場所は公表できませんが、統合小学校・統合認定こども園の校舎、園舎等に活用できる土地面積は、最大で 18,000 m²程度を確保できると想定しています。

○併設した場合の園児等の子ども達への安全対策について

城辰小学校・城辰幼稚園の資料にもあったように、小学校からのボールの飛散による園児への被害等については、防球ネット等による対策で解決できると考えています。また、お昼寝保育等についても、こども園の間取りの工夫により解決できる問題であると考えています。

○統合小学校と統合認定子ども園を別々の敷地にそれぞれ新築した場合のイメージ



【メリット・デメリット】

《メリット》

- ・既存校の敷地に統合小学校や統合こども園を新築する場合は、用地買収を行う必要がない。
- ・こども園に関しては、面積が十分に確保できるため、広い園庭等が確保できる。

《デメリット》

- ・統合小学校と統合こども園の連携がとりにくくなる。
- ・既存小学校敷地に統合小学校を建設する場合は、建設中に在校生が運動場を使えなくなる可能性がある。
- ・既存校敷地に統合こども園を建設する場合は、統合小学校を建設し、在校生が引越しをしてからのこども園建設になると想定されるため、その場合は建設完了が当初予定より、1～2年程伸びると想定される。